

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

株式会社福祉工房

② 評価調査者研修修了番号

SK2024017、SK2022002、S2023006

③ 施設の情報

名称：丘の家子どもホーム	種別：児童養護施設		
代表者氏名：藤田 毅	定員（利用人数）：		69名
所在地：仙台市青葉区小松島新堤7番1号			
TEL：022-234-6303		ホームページ： https://scikujiin.or.jp	
【施設の概要】			
開設年月日 明治39年2月27日			
経営法人・設置主体：社会福祉法人仙台キリスト教育児院			
職員数	常勤職員：	52名	非常勤職員 11名
有資格 職員数	保育士	33名	心理士 1名
	児童指導員	13名	看護師 1名
	栄養士	1名	社会福祉士 7名
施設・設備 の概要	本体 7居室		一時保護専用施設
	地域小規模児童養護施設 4ヶ所		

④ 理念・基本方針

1. 社会福祉法人仙台キリスト教育児院の設置、経営する社会福祉施設は定款にうたわれているキリスト教精神に基づき、社会福祉の向上にあたることを目標とする。
2. 厳しい少子・高齢社会である21世紀を活力のある福祉社会とするため、地域の方々と共に、障害者を含め、児童から高齢者までの福祉コミュニティの構築を目指す。
3. その基本理念は次の「み言葉」による。
「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい。」（ローマの信徒への手紙12章15節）

⑤ 施設の特徴的な取組

- ・先進的に施設の小規模化・地域分散化を推進し、施設の地域化を図る。
- ・小舎型の建物で生活し、家庭的養育を実践。その生活では「食卓」を中心に据え、そこで交わされる「会話」、「ことば」を大切にし、一人ひとりの意見、願いを尊重した養育に努める。
- ・子どもの親、家族とも信頼関係を築き、一日も早く一緒に生活ができるよう支援する。
- ・家庭復帰が難しい子どもは責任をもって社会に送り出し、その定着を支援する。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和7年4月1日（契約日）～ 令和7年9月25日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和4年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

○地域福祉との連携と参画の実践

施設では、「一家庭としての地域との関わり方」を基本姿勢とし、地域福祉との自然な連携と参画が日常的に実践されています。地域の行事や町内会活動に子どもと職員が共に参加することで、地域住民との継続的なつながりが築かれており、子どもたちが地域社会の一員として受け入れられる環境づくりに寄与しています。特に、地域の資源回収や夏祭り、清掃活動などに家庭単位で参加することで、地域住民との間に顔の見える関係性が形成され、互いに自然な関係を築くことができています。

また、地域小規模施設においては、子どもが町内会や子ども会に参画し、地域の子どものための交流の場を持つことで、施設内だけでは得られない社会的経験が積み重ねられています。こうした活動を通じて、地域の大人や子どもとの関係性が育まれ、子どもたちの社会性や帰属意識の形成にも良い影響を与えています。さらに、若手職員が町内会の役員を務めるなど、職員自らが地域活動に積極的に参画する姿勢が見られ、施設と地域との信頼関係をより強固なものとしています。

このように、施設が地域と密接に関わりながら運営されている姿勢は、子どもにとって安心感のある生活環境を提供するとともに、福祉の実践としても高く評価できます。今後も、こうした地域との継続的なつながりが子どもたちにとって多様な学びや経験の機会となることが期待されます。

○現場主導の支援体制と園長のリーダーシップ

施設では、子どもと直接関わる職員を組織図の最上位に位置づけるという、特徴的な組織構造を採用しており、これは現場を担う職員の専門性と実践を最も重視する姿勢を明確に示したものとと言えます。支援の質は、子どもと日々接する職員の判断と対応力に大きく左右されるという認識のもと、支援現場を単なる実行部門とせず、組織運営の中心に据えるという理念が具体的に体现された構造となっています。

このような組織体制は、子どもと最も近い距離で関わる職員の声が運営に反映されやすい環境づくりにもつながっており、支援における実効性や迅速な対応力の確保に貢献しています。実際、支援に関する課題や提案がユニット単位でまず共有され、それが主任や園長を通じて組織全体にフィードバックされる体制が確立されています。まだ不十分なところも見受けられますが、基本的には現場での実践と組織運営との間にズレが生じにくい仕組みとなっています。

また、園長自身もこの体制を尊重しつつ、全体の方針や方向性を定期的に明示し、必要に応じて職員との面談等を通じた対話を重ねるなど、組織としての統一感のある運営が図られ

ています。園長のリーダーシップは、指示的なものではなく、あくまで現場を支える立場からのものであり、職員からの信頼も厚い様子が見えます。

こうした組織構造と運営姿勢は、支援における迅速性や柔軟性を生み出すだけでなく、職員一人ひとりが自らの役割と責任を主体的に捉える文化の醸成にも寄与しており、結果的に子どもにとって安心・安全で質の高い生活環境の実現につながっています。

○子どもの強みを活かす自立支援計画の推進

施設では、自立支援計画の策定にあたり、子どもの「できていないこと」や「問題行動」といった課題ベースの視点ではなく、「できていること」や「得意なこと」といったストロングポイントに注目する姿勢が大切にされています。このような方針は、子ども自身の内にある力を引き出し、自己理解や自己肯定感の形成につなげるという意味で、非常に意義深い取り組みといえます。

具体的には、日々の生活の中で見られる子どもの良さや前向きな行動を丁寧に捉え、支援会議や自立支援計画の中で明文化し、今後の生活支援や自立に向けたサポートに積極的に活かす姿勢が見られます。こうした支援の積み重ねは、子どもが自らの強みに気づき、「自分ができる」という実感を得ながら、主体的に将来を考えていく力を育むことに寄与しています。

また、職員が子どもの強みに意識的に注目することで、日々の関わりの中でも肯定的な関係性が築かれやすくなり、安心できる環境の中で子どもが自らの目標に向かって取り組む姿勢を後押しする効果も期待されます。

今後も、子どもの個性や可能性を起点とした自立支援計画の考え方を施設全体で共有し、より一層、子どもが自己実現に向けた道筋を描いていけるような支援の充実が望まれます。

◇改善を求められる点

○中・長期計画の文書化と全職員への共有

施設では、令和2年度に策定された推進計画をもとに、社会的養育の動向や施設の実情に応じた見直しを随時行っており、中・長期的なビジョンに基づく取り組みは一定程度進んでいます。しかしながら、こうした見直し内容は一部にとどまっており、現時点では正式な中・長期計画として文書化された形では整備されていない状況です。また、法人全体としても中・長期計画は未整備であることが課題として認識されており、現在は法人幹部会において策定に向けた検討が進められている段階です。

このように、施設および法人がそれぞれに中・長期的な方向性を整理しようとする動きはありますが、計画が文書として明確に示されていない現状では、職員への情報共有が口頭にとどまり、施設の将来像や方針が十分に浸透しているとは言い難い面があります。現場の職員が日々の支援実践において将来を見据えた視点を持ち、主体的に関与していくためには、施設としての明確なビジョンを文書化し、全職員と共有する取り組みが不可欠です。

今後は、計画の早期文書化とともに、法人との連携を図りながら一貫性ある方針を策定することが望まれます。併せて、その内容を丁寧に説明する場を設けることで、職員の理解と共感を深め、施設全体での統一的な取り組みへとつなげていく体制の構築が期待されます。

○園長の考え方や方針について職員への十分な浸透

施設においては、園長が年度初めの全体会議において方針を明確に示すなど、運営の透明性確保に向けた取り組みが行われています。一方で、日常の支援現場においては、園長の考えや方針が職員一人ひとりにまで十分に浸透しているとは言いがたい状況も見られます。職員の自己評価からは、管理者の意図が職員に正確に伝わっていない状況も見られ、ビジョンや方針のみならず、日常的な指示全般についても伝達の過程に課題があることが示唆されています。現在は、園長の意図や指示がまずユニットリーダーに伝えられ、その後各職員へ展開される体制が取られていますが、情報の共有方法にばらつきがあることで、現場との間に認識のズレが生じるリスクも否めません。こうした状況は、施設全体としての一体感や支援の一貫性に影響を及ぼす可能性があり、組織的な課題として捉える必要があります。

今後は、園長の意図を職員全体に正確かつ丁寧に共有する体制の整備が求められます。また、伝達の一方通行にとどまらず、職員からの意見や疑問を受け止める仕組みを設けることで、双方向の理解促進と組織の連携強化につなげていくことが期待されます。

○子どもの満足度の把握

子どもが施設生活において安心して過ごせるよう、日常的な対話やユニット内での丁寧な関わりを通じて、子どもの思いや意見を汲み取る姿勢が確認されます。第三者によるアドボカシーの導入も進められており、子どもが意見を表明しやすい環境づくりが図られています。また、食事に関してはアンケートを通じて子どもの意見を取り入れるなど、具体的な工夫も実施されています。しかしながら、施設生活全般に関する子どもの満足度やニーズを網羅的かつ定期的に把握する仕組みについては、現段階では十分に整備されていません。特に、不満を言葉にしにくい子どもや意見表明が苦手な子どもに対しては、匿名性のあるアンケートや意見箱など多様な意見収集手段の活用が重要です。今後は、こうした意見を支援や施設運営に反映させる仕組みを構築し、子どもの声が尊重されていると実感できる体制整備が期待されます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当園の現状につきまして、ご丁寧にご評価をいただきありがとうございました。児童養護施設を取り巻く環境が大きく変わる中、当園といたしましても施設長の交代という過渡期にあって、改めて現在地を確認することが出来ました。ご指摘をいただきました点につきましては改めて検討の場を設け、計画的にその改善に努めて参ります。評価をいただきました点につきましては、自施設の「強み」として共有し、更なる向上に努めて参ります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ—1—（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>法人としての理念や基本方針はホームページ、広報誌、パンフレット等で明示され、「人間の尊厳」「社会性の育成」「地域交流」などが掲げられています。施設としては「子ども一人ひとりの意見を尊重する」「社会的自立を目指す」ことを運営方針として定め、年度初めの会議において資料を配布し、職員への説明を通じて理念や方針の共有を図っています。職員の自己評価からも理念や方針の理解度は高く、日々の実践に反映されている様子が確認できます。一方で、子どもや保護者に対する周知には課題がみられます。子どもに対しては、年度初めの出発式などで口頭での説明が行われていますが、日常的かつ継続的にわかりやすく伝える工夫や、全職員が一貫して説明できる体制には至っていない状況です。また、保護者に対しても入所時に説明が行われていますが、その後に理念や方針を再確認する機会が少なく、継続的な情報提供の必要性が認められます。今後は、子どもには生活のしおり等に平易な言葉で理念や方針を掲載し、保護者には面会等の場で具体的な支援事例と合わせて説明するといった工夫を通じて、施設の理念や方針をより身近に感じられるような取り組みが期待されます。</p>		

I—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I—2—(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I—2—(1)—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>社会的養護を取り巻く制度や行政の動向を的確に把握するため、仙台市が主催する各種会議に積極的に参加し、情報収集に努めています。園長自身が地域の支援計画の見直しに関与する立場にあることで、制度改正の方向性や地域における支援ニーズの変化についても迅速かつ的確に認識し、施設の運営方針に反映させる体制が整えられています。得られた情報は事業計画等に反映されており、環境変化への柔軟な対応が図られている点は評価できます。一方で、現時点では制度や動向の把握が主であり、具体的な統計データの活用や地域課題の傾向分析など、より体系的な「分析」には十分に至っていないとの認識も示されています。経営状況や地域環境を客観的に捉え、今後の方向性や施策に反映していくためには、定量的・構造的な視点からの分析を導入し、判断の根拠を明確にしていくことが一助となると考えられます。今後は、数値的データや地域の特性を踏まえて分析の精度を高め、計画策定や改善の質を向上させていく取り組みが期待されます。</p>		
③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>社会的養育の動向や地域福祉の変化を踏まえ、経営課題を明確に捉えた上で、一定の具体的な取り組みを進めている様子がうかがえます。特に課題として挙げられているのは、福祉人材の確保および職員の専門性向上であり、採用活動には園長のみならず、若手からベテラン職員まで幅広く関与し、施設全体で取り組む姿勢が示されています。また、「高機能化」「多機能化」といった国の方針に対しても、具体的な指針が明確でない中で、施設としての対応の在り方を模索している点は前向きな姿勢といえます。一方で、経営課題に関する取り組みが事業計画に明示されていますが、職員の自己評価結果からは、約3分の1の職員がその内容を把握していないことが示されており、課題の共有が十分とはいえない状況です。園長からユニットリーダーへ、さらに現場職員へと伝達・共有される流れが十分に機能していない面があり、今後は経営方針や課題に対する職員の理解を深めるための工夫が期待されます。地域分散化に向けては、早期からグループホームの設置を進めるなど、小規模化への対応が着実に進められており、本部ユニットの定員も国の方針に則った形で整備されるなど、制度的変化に柔軟に対応する姿勢がうかがえます。今後は、課題解決に向けた具体的戦略をより可視化し、全職員がその目的や意義を理解した上で、日々の実践に反映できる体制づくりが期待されます。</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・ ④
<p><コメント></p> <p>令和2年度に策定された推進計画を基に、社会的養育の動向や施設の実情に応じた見直しを随時行うなど、中・長期的なビジョンに基づいた実質的な取り組みが進められています。しかし、その見直し内容は一部「書き出し程度」ととどまっており、現時点では中・長期計画として正式な文書にまとめられている状況ではありません。また、法人全体としても中・長期計画が未整備である点が課題として認識されており、現在は法人幹部会において計画策定に向けた検討が進められています。このように、法人および施設の双方で中・長期的な方向性の整理が進行中である点は評価できますが、計画が明文化されていない現状では、職員への周知が口頭での説明にとどまり、施設の将来的な方針が職員に十分に理解されているとは言い難い状況です。こうした中で、職員が将来を見据えた日々の支援を実践していくためには、施設としてのビジョンや方向性を明確に示し、それを基に職員の共通理解を形成していくことが不可欠です。今後は、見直し中の計画について速やかに文書化を行い、法人全体の方針とも連動させながら一貫性のある計画として整備を進めることが望まれます。併せて、その内容を職員に分かりやすく共有し、共通認識を醸成していくことで、施設全体としての統一的な取り組みが期待されます。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ ⑤ ・c
<p><コメント></p> <p>定期的に見直される推進計画を基に単年度の事業計画が策定されており、施設の運営方針に沿った取り組みが反映されています。事業計画には、毎年度の重点課題も掲げられており、継続的な課題意識を持って運営に取り組んでいる姿勢がうかがえます。一方で、重点課題の内容が前年度とほぼ同様であり、各課題に対する取り組みの進捗状況や達成度、残された課題に関する具体的な記述が乏しい点は、計画の実効性や改善サイクルの観点から課題が残るものと考えられます。特に、取り組みの結果やそこから得られた課題・教訓が職員に十分にフィードバックされておらず、計画の目的や実行の意義を職員が実感しにくい状況もうかがえます。このような状態では、職員の主体的な参画を促すことが難しくなる恐れがあります。また、実際には地域連携や人材育成といった取り組みが実施されているにもかかわらず、単年度計画にその内容が明確に記載されていないため、施設の方針や特色ある実践が内外の関係者に十分伝わりにくいという懸念もあります。今後は、単年度計画において、各重点課題の進捗・成果・課題を整理し、PDCAサイクルを意識した内容とすることが望まれます。併せて、中・長期的視点を要する「地域との連携」や「職員育成」といった項目についても、計画上に適切に位置づけ、施設の方針と実践が一体的に示されるような工夫が期待されます。</p>		

I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>毎年度の事業計画書および事業報告書が作成され、一定の運営管理が行われています。一方で、その策定および評価・見直しのプロセスにおいて、職員の参画が十分とは言えない状況にあります。現状では、事業計画や報告書は主に園長が中心となって作成しており、各ユニットの職員による具体的な振り返りや意見が体系的に反映される仕組みはまだ整備されていません。そのため、職員の視点や現場の実情が計画や評価に十分反映されず、職員自身が事業計画の意義や成果を実感しにくい状況となる可能性があります。また、前年度の取り組みに対する具体的な成果や課題が共有されないまま次年度の計画が策定されることで、継続的な改善の視点が弱まりやすくなることも懸念されます。こうした状況に対する課題を園長は認識しており、全ユニットからの振り返りを組織的に取り入れ、より実態に即した計画・評価の策定を目指している段階です。今後は、職員が日々の実践を通じて得た課題や成果を振り返り、それらを計画や評価に反映させる体制の構築が期待されます。こうした取り組みにより、職員の理解と関与が高まり、施設全体としてPDCAサイクルが定着することで、透明性と一体感のある運営が実現され、支援の質の向上につながることを期待されます。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・ c
<p><コメント></p> <p>年度初めの「出発式」などの場を活用し、園長が子どもたちに対して事業方針を口頭で説明する機会を設けるなど、小規模・地域分散化の中でも施設全体の方向性を共有しようとする工夫が見られます。また、職員に対しては事業計画書が配布され、一定の説明が行われており、内部における計画の共有体制は一定程度整えられています。一方で、子どもへの説明は口頭に限られており、文書や視覚的なツールを活用したわかりやすい工夫までは十分に講じられていません。家庭的な雰囲気大切にすることで、過度な掲示物の設置には慎重な姿勢ですが、各ユニット内で子どもが自然に計画内容に触れられるような提示方法を検討することは、理解促進の一助となると考えられます。また、保護者に対しては、年間の支援方針や事業計画全体に関する説明の機会が設けられておらず、個別支援に関するやり取りのみに留まっている状況です。子どもの入園・入学、卒園・卒業などの節目においては、支援方針に関する説明が行われていますが、施設全体の運営方針を共有する機会が少ないため、保護者の理解や協力を得ることが難しい現状がうかがえます。今後は、子どもや保護者に対し、施設の年間支援方針や取り組み内容について、平易で親しみやすい形での説明を工夫することが望まれます。例えば、イラスト付きの簡易資料の作成や、懇談会などでの説明機会の設定により、家庭的な雰囲気を損なうことなく、理解と協力を促進する取り組みが期待されます。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の質の向上に向けた取り組みが法人全体として一定の枠組みの中で組織的に実施されており、その一環として「目標管理」制度が導入されています。職員は年度初めに個人目標を設定し、年度途中および年度末に進捗状況を確認する仕組みにより、自身の業務を振り返る機会が確保されています。また、第三者評価の中間年度には職員による自己評価が実施され、個々の評価結果はユニットごとに集計されています。さらに主任職が統合し施設全体としての評価が行われるなど、一定の客観性を担保しながら職員の意見や課題認識を共有する体制が整えられています。こうしたプロセスを通じて、施設内での支援の質向上に向けた共通の課題意識が醸成されている点は評価できます。一方で、現時点では目標管理の枠内にとどまり、養育支援の具体的な内容や支援の質そのものについての検証が十分に行われていない状況も見受けられます。加えて、自己評価結果の分析後も、課題に対する具体的な改善策が策定・実施されていないケースがあり、評価結果を次の支援改善に効果的に結びつける仕組みが十分に機能していない側面がうかがえます。今後は、職員一人ひとりの支援の質に着目した評価方法の導入とともに、評価を踏まえた実効性のある改善策の策定・実施が組織的に行われることが期待されます。これにより、より質の高い養育支援体制の構築も期待されます。</p>		
⑨	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員による自己評価を基に各ユニットで課題が抽出され、主任職が全体の集計と分析を行う体制が整備されています。分析結果は職員会議等で共有され、意見交換を通じて職員間で課題認識を深める取り組みがなされており、支援体制における共通認識の醸成に一定の効果が見られます。このように、評価結果を施設全体で共有する仕組みが機能している点は評価できます。一方で、評価結果に基づき施設としての課題を整理し、職員研修や改善策に体系的に反映させる仕組みについては、十分に構築されているとは言い難い状況です。現状では、自己評価や日々の支援の中で浮かび上がった課題について、その都度対応や研修が行われていますが、それらが計画的・継続的な改善策として整理・実施されているとは言えず、改善の方向性が断片的になりやすい傾向がうかがえます。施設として支援の質を高めていくためには、評価結果から優先的に取り組むべき課題を明確にし、それに基づいた改善策を中長期的な視点で計画的に実行する体制の構築が必要です。今後は、自己評価や課題分析の結果を活用し、職員研修のテーマ設定や支援方法の見直しに戦略的に反映させるとともに、施設全体としてPDCAサイクルを意識した改善の枠組みを整えていくことが期待されます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>法人全体で職務分掌が整備されており、各職員の役割と責任が明確に位置づけられています。事業所単位でも役割分担表が整備されており、業務の円滑な遂行が図られています。また、施設独自の取り組みとして、一般的な階層的な組織図とは異なり、子どもとその家族を頂点に据え、現場のユニット職員が最上位に位置づけられる組織図を採用しています。これは、子どもを中心とした支援を徹底する理念に基づくものであり、現場主導による支援体制の明確化に寄与しています。加えて、上位職に直接報告がなされる場合は、ユニットでの対応が困難な重大な案件であることを示すものであり、責任の所在や役割分担の明確化が図られている点も評価できます。年度初めには園長が職員会議の場で方針や重点課題を自ら説明し、全職員への共有を図っており、また、出発式を通じて子どもたちにも施設の理念や方向性が伝えられる工夫がなされています。園長不在時の代行体制も明確化されており、有事における指揮命令系統が機能するよう整備されています。一方で、職員の自己評価からは、管理者の方針が全職員に十分に共有されていないとの声もあり、情報伝達的手段に課題がみられます。現在、職員会議がリーダー会議形式で行われており、各ユニットへの伝達がリーダー任せとなっているため、内容の正確性や浸透にばらつきが生じている状況です。今後は、方針の要点をまとめた書面の配布や定期的なフィードバックの実施などにより、全職員への確実な周知を図る取り組みが期待されます。</p>		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a (b)・c
<p><コメント></p> <p>園長は、全国児童養護施設協議会や県内の施設協議会で開催される研修会等に参加し、最新の法令や制度動向に関する理解を深めるとともに、園内での対応に反映する取組を継続的に行っています。加えて、法人として通報制度が整備されており、ハラスメント等の不適切な行為に対しては、職員が法人の総務部門など外部機関に直接通報できる体制が整えられています。このような仕組みにより、透明性と公正性が確保され、通報者が不利益を被らないよう配慮された運用がなされている点は評価できます。一方で、職員に対する法令遵守の周知や啓発については、課題が残る状況が見受けられます。園長が受講した研修内容が職員間で共有される機会が限られているため、コンプライアンスに対する意識の浸透には工夫が必要です。実際に、自己評価の結果からも、職場全体として理解が十分ではない可能性が示唆されており、今後は、法令遵守に関する規定や行動指針を職員に分かりやすく伝える手段の工夫や、園内研修などを通じた継続的な啓発が期待されます。</p>		

Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園長は、養育・支援の質の向上に強い意欲を持ち、施設内外において積極的に指導力を発揮しています。研修面では、新任職員への初期研修から始まり、階層別・職種別・専門分野別の体系的な研修計画が整えられており、国の処遇改善加算等にも準拠した内容が策定されています。特に、3年目以降の職員には、ケアワーカー・ソーシャルワーカー等のキャリア志向を踏まえた育成方針が示されており、職員の成長に応じた支援が計画的に行われています。園長自身も外部の全国組織に継続的に関わることで専門性を高め、それを園内に還元しており、研修内容の充実に寄与しています。一方で、現在の研修計画は園長個人のパソコン上のみ保管されており、職員への共有が十分に行われていないという課題もあります。施設全体として育成意識を高めるためには、計画の可視化と周知を図り、職員が研修の目的や内容を理解したうえで取り組める体制の整備が望まれます。加えて、現在は園長が研修担当を兼ねている状況であることから、主任や副主任などと役割を分担し、継続性と多様な視点を備えたチームによる研修運営体制の構築が期待されます。</p>		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>経営改善および業務の効率化に向けた取り組みが進められており、園長が一定の指導力を発揮しながら施設運営の質の向上に努めている様子がうかがえます。具体的には、職員の勤務終了後の残務に対して、記録業務の簡素化やICTの活用など業務の見直しが図られており、業務負担の軽減と支援の質の両立を目指す姿勢が示されています。また、子どもたちとの関わりを大切にしつつ、職員の働き方改革につながる改善が試みられています。加えて、施設全体で日常的な節水などの取り組みが行われており、経営資源の有効活用を意識した運営が実践されています。一方、職員の自己評価では「効率よく運営されている」との実感が得られていない職員も一定数存在しており、現場の業務改善にはなお課題が残されていると考えられます。今後は、業務の効率化と子どもへのケアの質の維持・向上とのバランスを意識しながら、職員の意見を丁寧に汲み取る対話の場を設けることや、業務の見える化を進めるなどの工夫が望まれます。園長が引き続き職員と共に課題を共有し、現場の実情に即した改善を積み重ねることにより、持続可能で実効性の高い施設運営が期待されます。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>必要な福祉人材の確保と定着に向けた具体的な取り組みが進められています。法人全体としては、SNS や動画配信を活用して積極的に情報発信を行い、若年層へのアプローチを強化するなど、時代に即した採用活動が展開されています。施設独自でも柔軟かつ主体的にリクルート活動を行っており、採用環境の改善に向けた工夫が見られます。また、実習生の受け入れ体制を整え、施設の魅力を伝える取り組みを通じて、将来的な人材確保にも注力しています。一方、職員の定着に関しては、特に中堅女性職員のライフイベントに伴う離職が課題とされており、柔軟な勤務体制の構築や、産休・育休後の円滑な復職支援が今後の重要な視点となります。加えて、日常的な相談は行われていますが、制度化された上司との定期的な面談の機会が十分とは言えず、職員の思いや課題をより深く把握するためにも、面談制度の導入が望まれます。人間関係に関してはおおむね良好と思われそうですが、一部に課題も見られることから、今後も職場内での良好なコミュニケーションとチームワークを意識した環境づくりが期待されます。</p>		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>総合的な人事管理の確立に向けた取り組みが進められており、法人全体として職員評価制度の導入に向けた準備が進行中です。具体的には、評価基準や評価票の整備が進められており、処遇改善加算においても従来の一律配分から、段階的な研修受講や業務遂行状況などに基づく独自の評価指標を反映させた仕組みへの移行が図られています。こうした取り組みは、職員一人ひとりの職務意識や専門性の向上につながるものであり、働きがいのある職場づくりの一環として注目されます。一方で、評価結果については、現時点では個々の職員に対するフィードバックの仕組みが整っておらず、職員が自らの業務の振り返りや今後のスキル向上に向けた指針を持ちにくい状況となっています。今後は、評価結果を適切に伝える仕組みを導入し、個々の職員がキャリア形成を主体的に考えられるような支援体制の整備が望まれます。また、法人全体においても、評価制度の早期の構築と運用開始が期待されます。</p>		

Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況や意向の把握に努めるとともに、働きやすい職場づくりに向けた取り組みが進められています。有給休暇については、職員への意識付けが行われ、現時点で労働基準法に定められた最低5日間の取得は全職員が概ね達成しており、ユニット単位での休暇時期の調整など、職場全体で支え合う姿勢が見られます。一方で、残業時間の申請に関しては、現在「後出し方式」が取られており、勤務表を基に記憶に頼って申請するケースが多い状況です。これにより、申請の過不足や記録の正確性に課題が残っており、過去には行政からも指摘を受けた経緯があります。今後は、1週間単位での記録提出やリーダーによる確認体制の導入、さらには電子的な勤怠管理の導入などにより、管理の精度と透明性の向上が望まれます。また、勤務中の休憩時間や業務外時間の捉え方に職員間で認識の差があることから、ルールの特明確化を図ることも重要とされます。こうした運用体制の見直しを通じて、職員が安心して働き続けられる環境づくりが一層進められることが期待されます。</p>		
Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた取り組みとして、目標管理制度を導入し、職員が自らの目標を設定し、それに対して園長との面談を通じて内容の妥当性の確認や助言が行われる仕組みが整えられています。さらに、目標達成に必要な研修の案内や受講の促進も育成支援の一環として行われており、職員の継続的な成長を支える体制が構築されています。また、目標の進捗状況については、年1回、意向調査と併せて秋頃に面談を実施することで、途中経過の把握や支援の方向性が見直しが図られています。一方で、目標管理の年間を通じた運用においては、すべての職員に対して均等に実施されているとは言いがたく、特に達成状況の確認や次年度への継続的な目標設定については、制度の定着と運用の精度向上が課題とされています。新人職員に対しては、「期待される職員像」を共有するオリエンテーションが実施されています。また、全職員に対しては年度初めに倫理綱領の読み合わせを行い、職員の行動規範や基本的な姿勢の理解促進が図られています。今後は、育成支援が全職員に行き届くよう、進捗確認のタイミングの見直しや個別フォローの強化が期待されます。</p>		

18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ <u>b</u> ・c
<p><コメント></p> <p>職員の専門性と組織全体の質の向上を目的に、教育・研修に関する基本方針および計画が策定され、具体的な取り組みが実施されています。外部研修受講後には伝達研修を行い、得られた知識や気づきを職員間で共有する機会を設けることで、学びの内容を組織全体に波及させる工夫がなされています。また、研修に参加した職員からは感想や今後の学習意欲に関する意見も聴取されており、個々のニーズを尊重した柔軟な研修運用が進められています。一方で、法人全体としての教育体系は現時点では十分に整備されておらず、法人職員としての共通認識の醸成や管理職を含む中核人材の育成に向けて、組織横断的な対応が課題とされています。今後は、法人としての職員育成方針を明確にし、各施設の研修との連携を図ることで、全体の一体感を高めながら計画的な研修の実施が期待されます。また、現場の意見を体系的に収集・反映できる仕組みを構築することにより、より効果的な教育研修体制の整備が進むことが望まれます。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・ <u>b</u> ・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの教育・研修機会の確保に向けた体制が整備されており、新任職員に対しては、オリエンテーションの実施に加え、年間計画に基づいた基礎研修が行われています。入職時期に応じた研修が適切に設定されており、段階的かつ計画的な学びの機会が提供されています。また、職員ごとの研修受講歴が記録されており、必要な研修の受講状況を確認できる体制も構築されています。さらに、外部研修だけでなく、子どもの生活環境への理解を深めるための内部学習機会や、心理士・医療職など他職種との連携による実践的な学びも取り入れられています。今年度からは、外部講師を招いた全職員対象の集合研修を年2回実施予定であり、専門性の向上に資する新たな取り組みが進められています。一方で、職員の自己評価からは「目標達成に向けた進捗確認や助言が十分でない」「研修内容がスキルの補完に十分とはいえない」との声も一部に見られ、研修の運用や内容に対する更なる改善が求められています。今後は、職員の個別の目標やニーズに即した研修提供と、管理職による計画的なフォローアップ体制の強化が期待されます。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		

20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>令和5年度には延べ(17名保育実習12名+援助技術実習5名)の実習生を受け入れており、将来的な専門職の育成および人材確保につながる重要な取り組みとして位置づけられています。実習を通じて養成校との連携を深め、学びの機会を提供することで、福祉分野における次世代人材の育成に貢献しています。一方で、実習生の受け入れに関しては、現時点で標準化されたマニュアルが未整備であり、指導内容や方法にばらつきが生じる可能性があることが課題とされています。今後は、実習内容の統一的な基準を設けるとともに、受け入れ運用マニュアルの整備を進め、ユニット間で質の高い実習を提供できる体制の構築が期待されます。また、指導担当者については、必要な資格を有する職員が担っており、体制として一定の基準が確保されています。さらに、指導者への内部研修が実施されており、指導力向上と受け入れ体制の質的強化にもつながっています。加えて、実習校の教員との巡回・連携も行われており、相互の意見交換を通じて実習の質の向上が図られています。今後は、実習を通じた地域連携の深化や、職員の育成機会としての活用も期待されます。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a ㊦・c
<p><コメント></p> <p>運営の透明性を確保するため情報公開に取り組んでおり、ホームページの開設に加え、広報誌が保護者や関係機関、支援者、旧職員、地域の町内会などに配布されており、施設の活動内容や方針を広く発信する体制が整えられています。特に、地域の子育て支援に関わる保護者にも広報誌を届ける取り組みがなされており、地域とのつながりを意識した開かれた運営が推進されています。一方で、施設の経営状況に関する職員への情報共有については、リーダー会議を通じた伝達の仕組みはありますが、職員全体への周知が十分とは言えず、情報が一部に留まっている状況が課題とされています。自己評価の結果からも、こうした共有の偏りが明らかになっており、施設の方針や運営状況を全ての職員が正確に把握できるよう、情報伝達の方法や共有体制の見直しが求められます。今後は、理念や基本方針の浸透に加えて、経営に関する情報も含めた組織内の情報共有のあり方を再検討し、職員一人ひとりが共通認識を持って業務にあたる体制づくりが期待されます。</p>		

22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a ㉔・c
<p><コメント></p> <p>公正かつ透明性の高い経営・運営の実現に向けて、法人の規定に則った事務処理・経理処理が適切に行われています。経理業務については法人本部が中心となって統括する体制が整えられており、各グループホームにおいても専用口座を設けたうえで支出管理がなされ、小口現金の使用については限度額を定めるなど、運用面でも明確なルールが設けられています。さらに、一定額以上の支出には事前許可が必要とされるなど、適切なチェック体制が機能しています。また、現金の使用を最小限とし、キャッシュカードによる支払いを基本とすることで、出納記録の透明性が高められており、急な支出にも対応しやすい体制が構築されています。これらの仕組みは、子どもたちにとっても金銭感覚を身につける学びの機会となっている点も特筆されます。一方で、社会全体のキャッシュレス化が進む中、現行の運用方法では十分に対応できていない面もあり、今後はさらなる制度面での検討や、より柔軟な運用方法の導入が期待されます。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもと地域との交流を促進するため、「一家庭としての関わり方」を重視し、地域とのつながりを自然なかたちで築けるよう配慮がなされています。施設全体としての関わりではなく、子どもと職員が個別の家庭単位で地域イベントに参加することを基本としており、子どもたちが地域社会の一員として過ごせるような環境づくりが意識されています。具体的には、町内会の資源回収活動への参加や、地域小規模施設における町内会・子ども会への所属を通じて、夏祭りなどの地域行事への参加が行われています。また、若手職員が町内会の役員を務めるなど、地域住民との信頼関係を築く努力も継続的に行われています。一方で、地域社会の高齢化や町内会活動の縮小といった外的要因により、子どもが参加できる地域イベントが減少傾向にあることが課題となっています。こうした中で、施設が地域との交流の「橋渡し役」として果たす役割は一層重要となっており、今後は、地域との関係を維持・拡充するための柔軟な発想と中長期的な視点に立った取り組みが期待されます。子どもたちが安心して地域とつながりを持てるような環境の整備が望まれます。</p>		

24	Ⅱ—４—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受け入れに関しては、専任の窓口を設置し、申し込みや調整を一元的に管理する体制が整えられており、個別のニーズに応じた柔軟な対応が図られています。現在は、理髪や縫製など生活支援に関わる分野でのボランティア活動が中心となっており、小学校や幼稚園の入学・入園準備に必要な袋物や雑巾の制作など、日常生活に密着した支援が提供されています。また、一時保護専用ユニットでは大学の学生サークルによる余暇活動の支援が行われており、子どもたちとの自然な交流の場が確保されています。一方、学習支援に関しては、措置費を活用して外部の塾や公文式等を利用する機会が増えており、施設内での学習ボランティアの必要性は低下傾向にあります。このような変化は、社会資源の活用を前提とした支援体制の構築という観点からも意味のある取り組みといえます。ただし、現時点ではボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されておらず、一定のルールやガイドラインの明文化が求められます。今後は、支援内容の多様化に対応するための体制強化とともに、マニュアルの整備を進め、地域との協働体制のさらなる充実が期待されます。</p>		
Ⅱ—４—（２） 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２） —① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>必要な社会資源を明確にしたうえで、福祉事務所、児童相談所、保健所、教育機関、医療機関、精神保健センター、弁護士等の法律関係者など、多様な関係機関との連携が適切に行われています。入所中の子どもだけでなく、家庭支援を視野に入れて、保護者が暮らす地域の支援機関とも連絡調整が図られており、広範なネットワークの中で支援が展開されています。また、法人内の顧問弁護士による定期的な訪問や職員向け勉強会が実施されているほか、外部団体に配置された法律専門職によって、子どもや保護者が安心して相談できる体制が整えられています。こうした日常的なやりとりを通じて、関係機関との信頼関係が構築されている点も、継続的な連携において重要な要素となっています。一方で、社会資源の一覧表や連携体制に関する明文化されたリスト・マニュアルは未整備であり、職員間での情報共有の仕組みが十分とはいえない状況も見受けられます。特に、若手職員において支援機関に関する知識や対応力にばらつきがあるとの認識もあることから、今後は職員の経験に関わらず、必要な情報を共有し、基礎的な知識が身につくような学習機会の整備が期待されます。</p>		

Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設では、地域の福祉ニーズを把握するための制度的・組織的な相談事業は実施していませんが、日常的な地域との接点を通じて、地域の状況や課題を把握する取り組みが進められています。地域小規模児童養護施設の職員が集会所の管理に関わるほか、小・中学校の学校評議員として地域の教育現場に参画するなど、地域との信頼関係を築く活動が行われています。かつてはスポーツ少年団の指導者として地域の子どもや保護者と関わるなど、職員が個人として積極的に地域に関わってきた経緯もあり、子育て家庭の悩みや支援ニーズを自然な形で把握してきた様子がうかがえます。また、地域の幼稚園や保育園に勤務する保育士を通じて、地域の保護者からの相談が寄せられるなど、非公式ながらも相談支援の役割が果たされています。一方で、これらの情報を組織として共有し、体系的に可視化する仕組みは整備されておらず、取り組みが職員個々の関係性に依存している側面が見られます。今後は、日常的な関わりから得られる情報を共有・整理し、地域支援の在り方を施設内で検討する体制を整えることで、地域とのつながりをより深め、的確な支援に結びつけていくことが期待されます。</p>		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>以前、施設および法人では、地域の福祉ニーズに応じた公益的な活動に積極的に取り組み、地域と連携した夏祭りの開催や、高齢者支援に関する地域調査を踏まえた特別養護老人ホームの設置など、具体的な実践を展開していました。これらの取り組みは、地域の要望を的確に受け止め、福祉資源としての役割を果たすものでした。現在、これらの活動の多くが終了または縮小され、法人全体としても公益活動の在り方が検討課題となっています。隣接する町内会との関係は引き続き維持されており、防災面においても正式な協定はありませんが、災害時に高齢者や地域住民を受け入れる柔軟な対応が取られており、信頼関係が保たれています。しかし、地域の高齢化や担い手不足など構造的な課題により、施設が主体的に関与する余地が限られてきている現状も見受けられます。夏祭りについても、以前は施設が主催していましたが、現在は地域のコミュニティセンターが中心となり、職員は支援的な立場での関わりに留まっています。今後は、地域の変化に応じた新たな連携の在り方を模索するとともに、法人全体としての公益的な活動の再構築と、施設単体で地域の福祉資源としての役割発揮が期待されます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 こども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した養育・支援の実施に向けて、職員間で共通理解を形成するための取り組みが行われています。全国児童養護施設協議会が策定した「倫理綱領」は全職員に配布され、職員会議等でその趣旨の説明が行われており、日々の支援における職員の意識づけが図られています。また、宮城県が作成した「児童養護施設被措置児童虐待防止マニュアル」をもとに、職員間での確認が行われるとともに、言葉かけや対応の在り方などを通して、虐待防止の視点からの配慮が意識されています。子どもには「子どもの権利ノート」を活用し、自己および他者の権利について理解を促す取り組みが行われており、子ども自身が権利を意識できる環境が整えられています。さらに、3年前より第三者によるアドボカシー制度が導入され、外部支援者による傾聴を通じて子どもの意見表明の機会が確保されるなど、子どもの権利を尊重する体制の構築が進められています。一方で、生活環境や職員との関係性等について子どもから意見を得るためのアンケートの実施が限定的であり、日常かつ網羅的に子どもの声を把握する仕組みの整備は今後の課題です。また、管理規程には「注意指導は言葉表現のみとする」との記載がありますが、表現の仕方によっては誤解や言葉による傷つきを招く可能性もあるため、現場での理解や実践状況を踏まえた記載の見直しが望まれます。今後は、こうした課題への対応を含め、子どもの尊厳がより一層尊重される支援体制の整備が期待されます。</p>		

29	Ⅲ—1—(1)—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が意識されており、居室に入る際にはノックもしくは声掛けをし、了承を得てから入室するなどの基本的なマナーが職員間で共有されています。また、子ども同士の関係においても、私物に無断で触れないようにするなど、生活空間におけるプライバシーの尊重について日常的な指導が行われています。これらの取り組みは、子ども一人ひとりの人格や自尊心を大切にした支援姿勢として定着しつつあります。一方で、こうした実践の多くは職員の経験や個々の意識に基づいて行われており、プライバシー保護に関する具体的なマニュアルやガイドラインの整備は十分とはいえない状況です。個人情報保護に関する規定は設けられていますが、手紙の取扱いや着替え、入浴時の配慮といった生活場面におけるプライバシーに関する統一的な対応方針や指針の策定が望まれます。また、園の構造的制約により完全な個室の提供が難しいため、多人数での生活の中でも個人の空間が可能な限り確保されるよう、間仕切りや時間帯の工夫などの配慮は行われていますが、さらに一部対応が求められる部分もあり、さらなる工夫が期待されます。近年、感覚過敏やクールダウンの必要性をもつ子どもが増加する傾向にあることから、個別のニーズに対応できる環境整備と、職員の理解促進に向けた研修の充実が期待されます。今後は、子どもが安心して生活できる環境づくりを一層推進していくことが望まれます。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時には、児童相談所から施設の概要や生活の流れについて説明が行われた後、施設においても生活に関する詳細な説明が実施されており、二重の説明体制が整えられています。施設では独自に作成した「生活のしおり」や「お約束」に加え、「宮城県子どもの権利ノート」も活用し、入所する子どもが自身の生活や権利について理解を深められるよう配慮されています。また、児童相談所と連携のもと、可能な範囲で入所前に施設見学を実施することが推奨されており、子どもが事前に生活環境を把握し、安心して入所できるよう支援が行われています。理解が難しい子どもや保護者に対しては、職員が状況に応じて説明方法や資料の内容を工夫し、個別に対応する体制が取られています。こうした多層的な情報提供の取り組みにより、子どもや保護者が安心して支援を受けられる環境が整えられています。</p>		

31	Ⅲ—１—（２）—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者に対して、入所時に生活の概要を説明する際に、説明資料を用いるとともに、年齢や理解度に応じて写真やイラストを活用するなど、分かりやすさに配慮した工夫が行われています。保護者に対しては、お子さんへの希望や目標を確認することで、支援の方向性を共有しようとする姿勢が見られます。こうした取り組みにより、子どもや保護者が施設での生活を安心して始められるよう配慮されています。一方で、職員の自己評価からは、入所時の説明の質や丁寧さについて、職員間で認識のばらつきがあることがうかがえます。多くの職員は丁寧な説明を心がけていますが、具体的な説明の方法や水準についての共通理解が十分に形成されていない状況が見受けられます。現時点では、年齢や理解力に応じた説明の在り方について、職員間の共有や研修などの体系的な取り組みは行われていません。今後は、説明の方法や内容について指針を整備し、研修や事例の共有を通じて、職員全体での共通理解を図ることが期待されます。</p>		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもが措置変更や地域・家庭への移行を行う際に、養育・支援の継続性に配慮した取り組みが行われています。特に措置変更時には、変更先の施設や里親、家庭に対して必要な情報を的確に伝え、支援が途切れることのないよう、児童相談所や敷地内に併設している「みやぎ里親支援センター」と連携しながら引き継ぎが実施されています。具体的には、統一された様式に基づく引き継ぎ文書の作成や、相手先の求めに応じた情報の整理が行われており、支援の継続を意識した対応が進められています。また、措置変更後にも相談が可能な体制として、家庭支援専門相談員を中心とした相談窓口が設けられており、保護者や新たな受け入れ先にとって安心して支援を継続できるよう配慮されています。これにより、移行後も継続的な支援が確保される体制が整えられています。一方で、支援の引き継ぎに関する手順書やマニュアルは現時点では整備されておらず、対応が担当職員の経験や判断に委ねられている状況も見受けられます。今後は、養育・支援の継続性を一層確実に保障するために、引き継ぎに関する標準的な手順やガイドラインの整備が望まれます。これにより、担当者が交代した場合でも一定の水準で引き継ぎが実施され、子どもにとって切れ目のない支援が提供されることが期待されます。</p>		

Ⅲ—１—（３）こどもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの満足度の向上を目的として、日常的な対話を通じて子どもの声を把握し、それを支援や生活環境に反映する取り組みが行われています。具体例としては、食事に関する要望や意見は、栄養士によるアンケートや日々の会話を通じて把握され、味付けや献立の工夫に活かされています。また、行事やイベントの企画においても、ユニットや家庭的な単位での話し合いを通じて、子どもと職員が意見を出し合いながら進められており、子どもの意思を尊重した取り組みが実践されています。一方で、子どもの満足度を把握するための体系的な仕組みは十分に整っているとは言えず、食事に関するアンケートを除いては、施設全体の傾向や潜在的な課題を把握する手段が限定的である状況です。また、ユニット内での話し合いも正式な「会議」として明確に位置づけられておらず、意見集約の体制としては一定の課題が見受けられます。今後は、日常的な対話の積み重ねを大切にしながらも、施設全体として子どもの満足度の傾向を把握できるような定期的な調査の実施や、ユニット単位で子どもが安心して意見を述べられる話し合いの場を定期的に設けることが期待されます。これにより、子どもの思いや希望をよりの確に把握し、支援の質のさらなる向上につなげていくことが望まれます。</p>		
Ⅲ—１—（４）こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>法人の規定に基づき苦情解決の体制が整備されており、苦情対応の窓口や責任者、第三者機関の連絡先などが施設内に掲示され、一定の周知が図られています。寄せられた苦情や意見については記録が残され、申し出た本人へのフィードバックも行われており、対応の履歴が管理されています。一方で、保護者に対する制度の周知については、十分な説明が行われていない状況が確認されており、制度の存在を十分に認識してもらえていない可能性があります。特に、面会の際に施設の玄関を通らないケースもあるため、掲示のみでの周知には限界があり、説明資料の配布や面談時の案内など、別の形での周知が望まれます。また、施設内に設置されている意見箱は、子どもと保護者が共用していますが、子どもがより安心して自由に意見や不満を表明できる環境の整備が求められます。現在はアドボケイトの支援も導入されていますが、日常的に子どもが気軽に声を上げられる環境をさらに強化していくことが期待されます。さらに、現状では苦情内容や対応結果の公表は行われていませんが、プライバシーへの配慮を前提としたうえで、今後は、施設全体の改善につながる範囲で共有方法を検討し、苦情対応マニュアルに公表に関する方針を明記するなど、苦情対応の透明性と信頼性の向上を目指した取り組みが期待されます。</p>		

35	Ⅲ—1—(4)—② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>こどもが相談や意見を述べやすい環境づくりに配慮がなされており、日頃から「どの職員に対しても相談してよい」との声かけが行われています。また、相談の際には必要に応じてプライバシーが確保された部屋が使用されるなど、こどもが安心して話ができるような環境が整えられています。さらに、外部アドボケイトの訪問にあたっては、訪問日時や面談の機会を記載した案内文が全ホームで配布され、こどもに対する周知が図られています。これにより、こどもが第三者に相談できる機会が一定程度確保されています。一方で、「こどもがどの職員にも相談できる」ことについては口頭での説明にとどまっており、視覚的に確認できる掲示や配布資料などの工夫は行われていません。今後は、掲示物やしおりなどに明文化された形で情報提供を行い、こどもが必要なタイミングで安心して相談先を確認できるようにすることが期待されます。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>こどもからの相談や意見に対しては、内容に応じた適切な対応が行われており、対応可能な事項については速やかに実施されるとともに、実現が困難な場合にはその理由や今後の見通しについて丁寧な説明がなされています。こうした対応を通じて、こどもに対する誠実な姿勢が保たれています。また、アドボケイトを通じて寄せられた意見についても、こどもの意思を尊重しながら、必要に応じて職員を交えた対話の場を設けるなど、個別の状況に応じた柔軟な対応が行われています。一方で、職員の自己評価からは、対応にばらつきが見られるとの指摘があり、相談や苦情への対応が「迅速でない」と感じられているケースがあることもうかがえます。実際に、会議の場で対応の遅れに関する意見が挙がり、改善に向けた働きかけがなされた事例も確認されています。こうした経緯からも、全職員が共通の基準に基づき、迅速かつ適切に対応できる体制づくりが今後の課題といえます。現在、苦情対応に関する基本的なマニュアルは整備されていますが、相談対応に特化したマニュアルは存在していない状況です。今後は、相談や意見への対応も含めた包括的な対応指針を整備し、職員間で共通理解を深めることで、より組織的かつ迅速な対応体制の確立が期待されます。</p>		

Ⅲ—１—（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事故やヒヤリハットが発生した際は、ユニット内での情報共有や翌朝のミーティングでの報告、さらに必要に応じて責任者への報告が行われるなど、一定の情報共有体制が整えられています。また、社会的に注目される事故や事件が発生した際には、それを教材として子どもや職員に注意喚起を行うなど、日常的な安全意識の醸成が進められています。一方で、施設全体として事故の予防から再発防止に至るまでの一貫した方針や体制については、現時点では整備の途上にあります。ユニット単位で作成された対応マニュアルが施設全体で共有されておらず、共通基盤としての位置づけが不明確である点や、職員への周知が十分でない点が課題として挙げられます。また、同様のヒヤリハットが繰り返された場合に備えて、組織的な分析や対策の検討が求められており、今後は事故防止委員会の設置など、より体系的かつ全体的な視点からのリスクマネジメント体制の構築が期待されます。こうした取り組みを通じて、安心・安全な養育環境のさらなる強化が望まれます。</p>		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防および発生時における対応体制は、看護師を中心に整備されており、保健所や国の指針に基づいた対応が実施されています。新型コロナウイルスの流行時には、空いている部屋を隔離スペースとして活用し、防護服を着用した職員が対応にあたるなど、感染拡大防止に向けた具体的な実践が行われました。こうした経験を踏まえ、感染症対応に関する手順書やマニュアルは状況に応じて適宜更新されており、柔軟かつ実効性のある体制が構築されています。各ユニットには保健委員が配置されており、定期的に看護師との情報共有が行われています。また、新たに着任した職員に対しては、感染症対策用の備品の使用方法について、絵や文書を用いたわかりやすい説明が実施されており、基本的な対応の理解促進が図られています。さらに、ノロウイルスなどの感染症に備えて、嘔吐物の処理方法など実践的な対応について、看護師による具体的な指導が行われており、職員の実践力を高める取り組みが進められています。このように、施設全体で子どもの安全を確保するための体制が着実に整備されており、今後も感染症への対応力を維持・向上させることが期待されます。</p>		

39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>災害時における子どもの安全確保を目的とした防災体制が整備されており、防火管理体制と連携した組織的な取り組みが行われています。特に地震に対しては、過去の災害経験を踏まえ、避難経路として使用できない危険箇所を事前に把握し、それを考慮した避難訓練が実施されるなど、実効性のある対策が講じられています。また、災害時に備えた食料や飲料水の備蓄についても、子どもの人数に基づいて3日分が確保されており、使用期限の管理や用途ごとの分別（飲用・生活用水）などの工夫がなされています。防災訓練は毎月実施されており、非常時における子どもと職員双方の対応力や意識の向上が図られています。一方で、施設が使用不能となるような大規模災害に備えた事業継続計画（BCP）は現時点では未策定であり、今後の重要な課題と考えられます。近隣施設も同時に被災する可能性があることを踏まえ、法人全体として広域的な支援体制の構築や避難先の確保など、事業継続に向けたより包括的な計画の策定が期待されます。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援に関する標準的な実施方法について、明確なマニュアルの整備は行われていませんが、共通の価値観や支援の方向性を職員間で共有するための取り組みが実施されています。特に、全国児童養護施設協議会が発行する「この子を受け止めて育むために」という小冊子を全職員に配布し、読み合わせを行うことで、子どもとの関わりにおける基本的な視点を確認し、支援の基盤とする姿勢が見られます。また、新任職員に対しては、個人情報保護やSNSの取り扱いに関する研修に加え、同冊子を活用したオリエンテーションを通じて、施設としての養育方針や基本的な対応の考え方を丁寧に伝える体制が整えられています。一方で、生活支援や自立支援、心理的支援などの各領域における具体的なマニュアル類は整備されておらず、支援の進め方について職員間でばらつきが生じる可能性も懸念されます。子どもの状態が多様であることを踏まえると、画一的なマニュアルがなじみにくい側面もありますが、一定の「基本的な対応方針」や「考え方の枠組み」を共通認識として共有することにより、支援の質の安定化が期待されます。今後は、既存の指針を基に、施設の実情に即したガイドラインや標準的な手順を段階的に整備し、職員の支援力向上と養育支援の質の向上につなげていく取り組みが期待されます。</p>		

41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法の見直しに関して、日常的に職員同士が「現状に即しているか」「子どもにとって適切か」といった視点で対話を行う取り組みがなされています。こうした対話的な関わりを通じて、支援方法の柔軟な見直しが行われており、現場の実情や子どもの状況に応じた実効性のある支援が進められています。また、形式的なマニュアルに依存するのではなく、子どもの状態や社会の変化を踏まえながら支援の在り方を再検討していくという姿勢が職員間で共有されており、柔軟かつ現場に根差した支援体制が構築されています。一方で、現時点では職員間の気づきや意見交換が、具体的な改善提案や記録、標準的な手順の見直しといった制度的な仕組みに十分には反映されていない状況も見受けられます。今後は、こうした日常的な話し合いの内容を文書化し、施設内で共有・検討する体制を整えることで、継続的な支援の質の向上と標準化が図られることが期待されます。標準的な実施方法に対して柔軟な姿勢を維持しつつも、その見直しの結果を制度的に活用していく仕組みを明確にしていくことが望まれます。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所からのアセスメント情報に加え、入所後に施設独自のアセスメントを実施し、その結果をもとに個別の自立支援計画が策定されています。計画の作成にあたっては、担当職員と心理職が中心となり、必要に応じて看護職などの専門職の意見も取り入れられるなど、多職種による連携体制が整えられています。また、策定された支援計画はユニット内で共有され、他の職員の意見を踏まえた上で園長の承認を経て実施される流れが確立されており、組織的な合意形成に基づいた支援が実施されています。支援が困難なケースについては、発達支援センターや医療機関などの外部専門機関と連携しながら支援内容の検討が行われており、専門的視点を取り入れた支援体制が構築されています。また、支援計画には子ども本人の意思や希望を確認する機会も設けられており、本人の意向を尊重した支援の実現に向けた取り組みが進められています。また施設では、自立支援計画を作るにあたり、子どもの課題点だけでなく、ストレングス（強み）を活かした支援計画の構築を重視し、子ども一人ひとりの成長と自立に向けた支援の質の向上が目指されています。一方で、支援計画の策定において保護者の意見が十分に取り入れられていない点が課題として挙げられ、家庭との連携を強化していくことも期待されます。また、策定の手順や役割分担については実務上確立されていますが、明文化されていないため、関係者間での共通認識を図るためにも手続きや留意点を整理したガイドラインの整備が望まれます。</p>		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画について、策定後半年ごとの定期評価を基本とし、必要に応じて子どもの状況変化を反映させた見直しが行われています。また、施設独自の取り組みとして、四半期ごとに非公式ながら支援内容の振り返りを実施しており、継続的なモニタリング体制が機能しています。見直しにあたっては、子どもの変化に応じて保護者とのやりとりが発生し、その意向が計画に反映される場合もありますが、保護者の意見を体系的に収集する仕組みは現時点では整備されていません。今後は、自立支援計画の見直しにあたり、保護者の意見を積極的に取り入れる仕組みの整備も期待されます。また、評価・見直しの手順については、実務上は一定の流れが確立されていますが、明文化された手順書やガイドラインは未整備のため、特に「ストロングポイントを活かした支援」という視点を明確に共有するための文書の整備が求められます。これにより、課題だけでなく、子どもの持つ力や成長の可能性を捉えた支援計画の構築をより確実なものにしていくことが期待されます。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>今年度から、養育・支援に関する記録が統一されたアプリケーションを用いて入力・管理される体制が導入され、職員間での情報共有の効率化が進められています。これまで手書きで管理されていた記録は各ユニット内に留まっており、支援の一貫性やユニットを超えた連携に課題がありましたが、現在はPC上で他ユニットの記録も確認できるようになり、施設全体として支援の質向上が図られています。使用されているシステムは障害者支援向けの汎用ソフトを転用したものであり、一部に不要な項目が含まれていますが、法人サーバーによってデータが管理されており、安全性や閲覧制限の体制も整えられています。また、記録にあたっては「子どもの言葉を可能な限りそのまま記録する」といった基本方針が職員間で共有されており、子どもの声を正確に反映しようとする姿勢が確認されます。一方で、これまで記録の記載方法については各ユニットや職員の判断に委ねられていた部分が大きく、内容にばらつきが見られる状況が課題とされてきました。現在ではその点についても見直しが進められており、記載内容や記録の要点について施設全体で統一を図る取り組みが行われています。こうした記録の電子化と標準化の推進により、職員間の連携や引継ぎの精度が高まり、子ども一人ひとりに対する養育・支援の質の維持および向上に資する体制が整えられつつあります。今後も、記録を支援の実践に結びつけるための研修や定期的な振り返りを通じて、記録の質のさらなる向上が期待されます。</p>		

45	Ⅲ—2—(3)—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設における子どもに関する記録の管理については、個人情報保護の観点から一定の体制が整えられており、記録類の取り扱いに関する基本的なルールが明確に定められています。個人情報保護に関する規定は、プライバシー保護規定の中に位置づけられており、紙媒体の記録は法人事務局のロッカーで厳重に保管されています。外部への持ち出しについても許可制が取られており、適切な運用が行われています。また、新任職員研修の中で個人情報保護に関する基本的な理解を深める機会が設けられており、継続的に実施されている権利擁護や倫理研修の中でも情報管理の重要性が繰り返し伝達されています。職員の自己評価においても、記録の管理に関して適切な理解と実践がなされているとの認識が多数を占めており、意識の定着が図られている状況がうかがえます。一方で、過去には子どもの写真を無断で SNS に投稿したり、コミュニケーションアプリを通じて自立支援計画を共有するといった不適切な情報管理が問題となった事例もありました。こうした経験を踏まえ、現在では新任職員に対して情報管理に関する初期教育が強化されており、再発防止に向けた取り組みが進められています。</p> <p>今後は、定期的な研修の実施に加えて、情報管理に関するガイドラインや具体的な事例をもとにした研修を通じて、さらなる理解促進と実践力の向上が期待されます。また、記録の電子化が進む中で、デジタルデータの安全な取り扱いに関する職員のリテラシー向上も重要な課題であり、今後の取り組みが望まれます。</p>		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>こどもの権利擁護に関する取り組みとして、入所時に児童相談所から配布される「こどもの権利ノート」を活用し、子どもに対して内容の説明を行う体制が整えられています。昨年度、同ノートの内容が改訂されたことを受け、職員に対する周知・研修も進められています。子どもが自身の権利を理解する機会を確保するとともに、職員の意識向上を図るため、今後は園内の定期研修にも権利擁護の視点を取り入れていく予定です。こうした取り組みを通じて、子ども一人ひとりが自らの権利を理解し尊重される環境づくりが進められています。一方で、職員の自己評価では「権利擁護に関する研修や勉強会への参加がまだ十分ではない」との声が見られ、実際に子どもに対して権利の説明が十分に行えているかについても課題があることがうかがえます。このことから、職員間における権利擁護の知識や対応力にばらつきがある現状が示されています。今後は継続的な研修機会の確保と内容の充実を通じて、職員全体の理解と実践力の底上げを図ることが期待されます。施設全体として、こどもの権利が日常的に保障される環境の維持と発展に向けた、組織的な取り組みが引き続き望まれます。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>アドボカシーの導入を通じて、子どもが自身の考えや思いを適切に表現し、自らの権利を理解して行使できるよう支援する体制が整えられています。アドボカシーの実施により、子どもが安心して意見を述べることができる環境が整備されており、子どもの主体性を尊重した取り組みが進められています。また、子どもが自身の権利だけでなく、他者の権利についても理解し、互いに尊重し合う関係性を築くための取り組みとして、日常生活の中で継続的に学びの機会が設けられています。こうした日々の関わりを通じて、子どもが他者と良好な人間関係を築く力を養うことが意識されています。今後は、アドボカシーの実践に加えて、権利に関する教育活動をさらに具体的かつ定期的に行っていくことが期待されます。また、職員に対しても、権利擁護に関する研修や勉強会の実施を通じて、子どもに対する働きかけの質を高めていくことが望まれます。こうした取り組みにより、施設全体として子ども一人ひとりの権利を保障し、尊重する文化の醸成が期待されます。</p>		

A—1—（3） 生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達状況に応じて職員とともに生い立ちを振り返る取り組みとして、行動観察記録や写真アルバム等を活用し、子ども一人ひとりの成長過程を記録・保存する体制が整えられています。これらの記録は、子ども自身が自らの過去を受け止め、自己理解を深めるための重要な手がかりとして活用されています。職員は、子どもの年齢や心理的な成熟度を踏まえて、適切なタイミングで内容を共有するよう努めており、無理のない形で関わりが行われています。また、子どもからのサインや意向を丁寧に受け止める姿勢が重視されており、個々のニーズに応じた柔軟な支援が実施されています。写真の管理に関しては、従来のフィルム写真による整理から、現在ではデジタルデータによる蓄積が主となっており、情報量の増加に伴い、保存方法の整備が課題となっています。現在は、個人別のハードディスク管理や、最終的に紙媒体やCDなどでの引き渡しを検討するなど、より適切な記録の管理と活用に向けた対応が進められています。また、個人記録については永久保管とされ、過去の記録は大切に保管されており、子どもの人生の証としての価値が尊重されています。一方で、職員間での記録整理の方法や頻度にはばらつきがあるとの課題も指摘されており、今後は法人として統一的な記録運用や保管の在り方について検討を進めていくことが期待されます。</p>		
A—1—（4） 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に向けて、県および児童相談所との連携のもと、共通の取り決めに基づいた対応が取られており、一定のルールに則った運営を通じて、子どもの安全確保に向けた取り組みが行われています。また、施設内では不適切な関わりの具体例を提示しながら、職員間の勉強会や会議等を通じた情報共有がなされており、特にグレーゾーンとなりうる言動や対応についての共通理解を深めるための取り組みが進められています。言葉遣いや子どもとの距離感など、日常の中で起こりうる場面をもとにした議論がなされており、実践的な学びの場となっています。一方で、職員の自己評価では、約3分の1の職員が不適切な関わりに関する研修などへの参加が十分ではないと感じていることが確認されています。全職員を対象とした研修は今年度から実施の予定ですが、職員の勤務体制や休暇取得との調整等により、参加機会の確保に課題がある状況です。今後は、限られた時間の中でも継続的に学べるような研修の工夫や、具体的な事例を用いたケーススタディの共有を通じて、全職員の理解と判断力の向上が期待されます。不適切な関わりを未然に防ぎ、子どもが安心して生活できる環境を維持していくために、引き続き組織的な取り組みが望まれます。</p>		

A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—(5)—① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの移行期支援は、入退所の双方において個々の状況に応じた丁寧な対応がなされており、不安の軽減と生活の連続性を意識した支援が実践されています。特に乳児期からの措置変更時には、受け入れ先施設との密な連携と情報共有を通じて、育ちの流れが断絶されることのないよう配慮されています。また、入所前には在園児に対して新たに入所する子どもへの配慮点が説明され、子ども同士の相互理解を促す取り組みが行われています。退所後についても、担当職員が必要に応じて継続的に関わりを持ち、行事への招待や日常的な連絡を通じて、子どもが安心して再び施設を訪れることができるような関係性が保たれています。こうした取り組みにより、子どもにとって「帰る場所」としての施設の役割が果たされており、実際に帰省のように施設を訪れる退所児の姿も見られています。一方で、職員の自己評価からは、退所児とのつながりの維持についての意識にばらつきがあることがうかがえ、行事などを通じた支援の意義について、職員間で十分に共有されていない面も見られます。今後は、これらの取り組みの意義を施設全体で再確認し、継続的に取り組んでいく体制を整えていくことが期待されます。</p>		
A⑥	A—1—(5)—② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>リービングケアおよび退所後の支援について、「日常生活そのものを通じて社会生活に必要な力を育む」という考え方を基本に据え、子どもが将来的に安定した自立生活を送ることを目指した支援が行われています。特定の時期に限定して行うのではなく、日々の生活の中で継続的に自立に向けた支援を行うという方針のもと、家事や金銭管理、対人関係など、社会生活に必要なスキルの育成が意識されています。具体的には、調理や清掃といった生活スキルの習得に加え、アルバイトや金銭の自己管理を通じて経済感覚を養う取り組みがなされており、子ども一人ひとりの特性や状況に応じた個別の支援も実践されています。また、自立を目前に控えた子どもに対しては、空き部屋を活用した一人暮らし体験や金銭の自主管理の機会を設けるなど、より実践的な準備の場が提供されています。これらの取り組みは、形式的なプログラムに依拠するのではなく、日常生活の中で自然にスキルを身につけられるよう工夫されたものであり、支援のあり方も画一的ではなく、個々の子どもの準備状況や性格を踏まえて柔軟に対応されています。今後も、こうした日常の積み重ねを通じた支援を継続しながら、社会資源との連携強化や退所後の相談体制の整備を進めることで、より充実したリービングケアの実現が期待されます。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・ ⑦ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの感情や言動を理解し受け止めるために、生育歴の把握を基盤とした支援が行われており、子どもの行動の背景にある心理的要因に着目する視点が大切にされています。たとえば、乱暴な言動が見られた場合には、その行動そのものを問題視するのではなく、背景にある感情や過去の体験を汲み取ることを意識した対応がなされています。こうした支援を支えるために、心理職がスーパーバイザーとして日常的に職員へ助言を行っており、ユニットごとの打ち合わせにおいてもスーパービジョンの機会が設けられるなど、実践的かつ継続的な支援体制が構築されています。また、子どもの行動を保護者の生育歴まで遡って理解しようとする姿勢も見られ、子どもを多角的に理解しようとする取り組みが実践されています。一方で、基本的欲求や承認欲求といった発達段階を踏まえた支援の重要性が意識されていますが、担当職員が子どもと信頼関係を築くまでに時間を要するケースもあり、こうした関係形成に関する支援体制のさらなる強化が今後の課題とされています。今後は、信頼関係の構築に時間がかかる子どもに対しても、安定した関係が築けるような支援の仕組みづくりや、職員間の対応方針の共有を通じて、子ども一人ひとりの感情や行動を丁寧に受け止める支援体制の充実が期待されます。</p>		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・ ⑧ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの基本的欲求の充足に向けて、個々の状況に応じた丁寧な養育支援が実施されています。入所直後の子どもに見られる安全欲求や生理的・物質的欲求については、可能な限り応じる姿勢を基本としつつ、対応が難しい場合にはその理由を丁寧に説明することを通して、子どもとの信頼関係の構築が図られています。また、基本的欲求が満たされるにつれて、子どもが次第に対人関係や承認欲求、自己実現へと関心を移していくという発達の視点が職員間で共有されており、それに基づいた段階的な支援が実践されています。職員は、子どもと日常生活を共にする中で、買い物などの個別的な関わりを通じて関係性を深めることを意識しており、特定の職員との関係を通して子どもが「受け入れられている」と感じられるような環境づくりが大切にされています。一方で、被服費の支出に関する精算処理などの実務的な煩雑さが職員の負担となっている面もあり、こうした業務の効率化や、支援活動に専念できる体制の整備が課題とされています。今後は、日常生活を通じて子どもの基本的欲求を丁寧に満たしていく取り組みを継続するとともに、業務の負担軽減と支援体制の強化に向けた工夫が期待されます。</p>		

A⑨	A—2—(1)—③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切に し、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう 支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの力を信じて見守る姿勢を大切に、子どもが自らの生活を主体的に考え、営むことができるような支援が行われています。日常生活の中では、特に放課後の余暇時間において、子ども自身の希望を尊重した過ごし方が可能となっており、職員は見守りを基本としながら、必要に応じて適切に関わる姿勢を取っています。ユニット内の掃除や片付けといった生活の一部についても、子どもと職員が話し合いながら役割を決定するプロセスが取り入れられており、こうした関わりを通じて、子どもたちが日常的に責任をもって生活を営む力を育む取り組みとなっています。また、入浴の順番といった日々のルールについても、年齢や帰宅時間、個々の希望を踏まえた柔軟な調整がなされており、画一的な運用ではなく、子どもの意見や状況を尊重する姿勢が確認されています。このような柔軟な対応により、子どもが自身の思いや意見を安心して表現できる環境が整えられており、主体性を発揮しやすい生活の基盤が築かれています。子どもの主体性を尊重する一方で、必要な場面では職員が適切に支援を行うというバランスの取れた対応がなされており、子どもの成長段階や生活力に応じた支援につながっています。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障し ている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設では、子どもの発達段階に応じた学びや遊びの場の保障に努めており、個別のニーズに応じた柔軟な支援が実施されています。未就学児については、地域の保育園や幼稚園への通園を通じて、年齢に応じた集団活動や遊びの機会が提供されており、職員による送迎体制も整えられています。就学児童についても、職員が子どもの発達状況を丁寧に把握し、日常生活の中で適切な学びや遊びの機会を提供する支援が行われています。また、図書については施設内の蔵書に加え、地域の図書館を積極的に活用し、子どもが関心のある本に出会える機会を設けるなど、読書活動の充実も図られています。学習面では、学習塾の活用など外部資源を取り入れることで、子ども一人ひとりに応じた学習環境の整備が進められています。一方で、遊びに関する外部支援としての学生ボランティアの受け入れは一時保護の場に限られており、継続的なボランティア活動の機会は限られている状況です。学びの多様性や人の関わりをを広げる観点から、今後は外部支援団体や地域との連携を一層強化し、より多様な体験が可能となる環境の整備も期待されます。</p>		

A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の確立や社会常識・社会規範、さらには生活技術の習得に向けた養育・支援は、日常生活を通じて継続的に行われています。特別なプログラムを設けるのではなく、生活の中で自然にルールやマナー、エチケットなどを学ぶ機会が確保されており、子どもが生活力を身につけていけるよう支援がなされています。また、地域行事への参加などを通じて、社会の一員としての意識や社会性の育成も図られています。現代的な課題への対応としては、高校生を対象に SNS の安全な使い方についての講座が年 1 回実施されており、子どもが情報社会において適切に行動できるよう支援する取り組みが行われています。一方で、中学生以下の子どもに対しては、家庭復帰後にスマートフォンを使用する可能性があるにもかかわらず、体系的な SNS リテラシー教育は十分に整備されていない状況にあります。また、日常的な支援としては、小遣い管理を通じた金銭感覚の育成や、健康管理、体調変化への対応が実施されており、性教育を含む発達に応じた学びについても、看護師や職員がタイミングを見て柔軟に対応する体制が整えられています。今後は、情報リテラシー教育の体系化を進めるとともに、日常の支援の中で学びの機会をさらに充実させ、子どもが将来に向けて自立した生活を送るための力を育めるような支援の継続が期待されます。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちが美味しく楽しみながら食事をとることができるよう、さまざまな工夫がなされています。食事に対する満足度を把握するためのアンケートが実施されており、子どもたちの声を反映した食事内容の見直しが行われています。誕生日には本人の希望をもとにラーメンや寿司といった好みのメニューを提供し、ケーキについても種類を選べるよう配慮されるなど、個別性に応じた対応が実施されています。日々の食事はユニットごとに自炊形式で提供されており、献立もユニット単位で立案されています。栄養士による事前指導や月ごとの献立提出・チェックを通じて、栄養バランスの確保や食材選びへの助言が行われており、健康面への配慮もなされています。また、調理の場面では子どもと職員との関わりが重視されており、調理体験を通して子どもが食に関心を持ち、食べることの楽しさを実感できるよう支援が行われています。食事は単なる栄養摂取の場ではなく、生活の一部として楽しみや学びの機会と位置づけられており、子どもの心身の成長を支える大切な営みとして実践されています。今後も、食の楽しさや大切さを実感できる機会を継続的に提供し、子ども一人ひとりの状況に応じた柔軟な支援を通じて、安心して食事ができる環境づくりをさらに進めることが期待されます。</p>		

A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉗・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類の確保や管理、衣生活に関する支援については、子どもの年齢や発達段階、個別の特性に応じた対応が行われています。洗濯は、自立支援の一環として年齢や能力に応じて子ども自身が行うことを基本としており、高校生になると多くの子どもが自立して洗濯や衣類管理を行っています。知的障がいや発達の遅れがある子どもには、職員が個別に支援しながら段階的な自立を促す支援がなされています。また、衣類の取り扱いにおいては、思春期の子どもに対するプライバシー配慮が図られており、特に女児の下着類が他の子どもから見えないよう配慮するなど、視覚的な配慮を通じた性に関する基本的な意識づけも行われています。衣類の補修については、必要に応じて職員が対応するとともに、高校生にはボタン付けなどの作業を自身で行わせるなど、生活技術の習得につなげる取り組みも見られます。衣類の保管に関しては、スペースの有効活用を目的に物品の整理が進められており、季節ごとの衣類を適切に収納できるような見直しが行われています。こうした取り組みを通じて、子どもが衣生活を通して自己表現を行い、自立に向けた力を育む支援が実践されています。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a ㉘・c
<p><コメント></p> <p>各ユニットは、一部屋に2～3人が生活する体制ですが、子ども一人ひとりの居場所を大切にし、安全で安心できる生活環境の整備に努めています。居室や共用スペースは清潔に保たれており、特にベッド周辺を子どものプライベートスペースとして尊重する工夫がなされるなど、限られた空間の中でも個別性を意識した配慮がなされています。また、子どもが安心して過ごせるよう、室内の整理整頓や衛生面の維持にも日常的に取り組んでおり、居室が単なる生活の場にとどまらず、子どもにとっての「居場所」となるよう配慮されています。一方で、居室の構造上、タンスの配置や視覚的な仕切りの工夫が十分とは言えない箇所も見受けられ、個別の空間としての落ち着きや私物の管理といった点で改善の余地があります。今後は、カーテンや布による簡易的な仕切りの導入、個人の好みを反映した装飾など、視覚的にも安心感を得られるような取り組みが期待されます。引き続き、子ども自身の意見を取り入れながら、個別性を尊重した空間づくりを推進し、安心して生活できる環境の充実を図っていくことが期待されます。</p>		

A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉗・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの心身の健康を適切に管理するため、常駐看護師に加え、法人内他施設の看護師とも連携を図る体制が整えられています。学齢期の子どもは学校での定期健康診断に加え、施設でも改めて実施され、幼児についても施設内で健診を行うなど、年齢に応じた健康管理に配慮されています。日常の健康状態や健診結果は健康記録として別途管理されており、必要な情報が適切に共有されています。服薬が必要な子どもに対しては、ユニットごとに看護師の指導に基づく服薬管理を行い、誤薬防止のため鍵付きロッカーや手の届かない保管場所の設定など、安全対策が講じられています。また、年齢に応じて子どもが自身の服薬について意識を持つよう、支援が行われています。このように、医療機関と連携して継続的な健康管理が行われるとともに、服薬管理の仕組みや安全対策が整備されており、子どもが安心して生活できる環境が整備されています。</p>		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㉘・c
<p><コメント></p> <p>子どもに対する性教育について、施設では年齢や発達段階、性別に応じて、思春期を迎える時期を中心に看護師と連携しながら適切な内容で実施されています。使用する資料については、既存の教材を年齢に応じて活用し、必要に応じて補足資料を用いるなど、理解を促進する工夫が見られます。こうした取り組みにより、子どもが性について正しい知識を得る機会が一定程度確保されています。一方で、職員に対する性教育に関する研修体制は十分に整っておらず、職員間で理解度や対応力にはばらつきが見られます。中には積極的に取り組む職員もいますが、取り上げることに消極的な職員もいるため、施設全体としての取り組みには課題が残されています。今後は、性教育の必要性について施設全体で共通認識を持ち、職員向けの定期的な研修機会を設け、子どもたちに対する支援の質を高めていくことが期待されます。</p>		

A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの暴力や不適応行動などに対する対応について、施設では一定のルールと体制に基づいた実践が行われています。暴力的または情緒不安定な行動が見られる場合、原則として職員が1人で対応することは避け、複数の職員で対応して、職員自身の安全を確保しながら、子どもへの冷静かつ適切な対応が図られています。勤務体制の都合で1名対応となる際には、他ユニットに応援を要請するなど、柔軟な対応が行われています。感情が高ぶった子どもに対しては、別室でクールダウンを促すなど、状況の悪化や他児への影響を最小限に抑える工夫もなされています。さらに、事後には心理士を交えた振り返りや分析が行われており、必要に応じて児童相談所や医療機関との連携も図られるなど、外部専門機関と連携した支援体制が整っています。また、職員間では会議や勉強会を通じて対応方針の共有が行われています。今後は対応方法や判断基準について手順書等を明文化することにより、職員間の共通理解の促進や新任職員への円滑な指導につながることを期待されます。</p>		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設では、子ども同士の暴力やいじめ、差別的な言動が生じないよう、施設全体として予防的な視点に立った取り組みが行われています。入所児の受け入れに際しては、子どもの年齢や性別、既存の人間関係などを総合的に考慮し、相性に配慮したユニット構成の調整が行われており、トラブルの未然防止に向けた丁寧な対応がなされています。また、施設内では明確な介入を要するような深刻ないじめや差別の事例は現在のところ発生しておらず、子ども同士の関係性はおおむね安定している様子がうかがえます。ただし、対人関係の中には表面化しにくい問題も含まれることを職員も十分に認識しており、日常的に子どもの様子に注意を払いながら、関係性の変化を見逃さないよう努めています。さらに、子どもが安心して職員に相談できる雰囲気づくりや、ユニットの少人数体制による関係性の過度な固定化の回避など、環境面からの工夫もなされています。こうした取り組みにより、子どもが自らの気持ちを言葉にしやすい環境が構築されています。今後も、いじめや差別が見えにくい形で生じる可能性を念頭に置き、子ども同士の関係性を継続的に観察・把握するとともに、職員間での情報共有や対応の統一、子どもによる相談行動を促す仕組みの整備を進めていくことが期待されます。</p>		

A—2—（8）心理的ケア		
A⑱	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>心理的ケアを必要とする子どもに対して、施設では生活場면을重視した支援体制が整えられています。心理職は日常的にユニット内の活動にも関わり、子どもの行動や表情、言動などを継続的に観察しながら、必要に応じて個別に対応しています。ロールシャッハテスト等の心理検査も行われ、子どもの心理状態を把握するための専門的な支援も実施されています。また、心理職は職員に対しても助言や指導を行い、子どもへの対応に関する理解を深める支援を行っています。特別な心理療法室は設けられていませんが、落ち着いた空間で子どもと対話できる環境が整えられており、心理的な安心感の確保に配慮した対応が取られています。さらに、外部の心理治療機関や専門家との連携も図られており、施設内での支援を補完する体制も構築されています。これにより、より専門的な支援が必要なケースにも柔軟に対応できる仕組みが整備されています。一方で、心理的支援に関する職員向けの研修や勉強会については、現在のところ定期的な実施には至っておらず、職員の理解や対応力にばらつきが見られる可能性もあります。今後は、心理的支援に関する基本的な知識を全職員が共有できるよう、継続的な学びの機会を設ける取り組みを検討して行くことも期待されます。</p>		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>学習支援においては、子どもの年齢や学習ニーズに応じた柔軟な取り組みが行われており、特に中学生に対しては多くの子どもが学習塾に通うなど、外部資源を積極的に活用した支援体制が整えられています。小学生についても、公文式などの外部教育機関を取り入れ、個々の理解度や関心に応じた支援が実施されており、画一的ではない、個別性を尊重した学習支援がなされています。施設内における学習環境としては、リビングスペースでの学習が基本とされ、学年が進むごとに個室での学習へと移行する形が取られています。学習に使用する机の大きさや配置など、使い勝手に関して一部改善の余地が見られますが、学習のための場は一定程度確保されており、落ち着いて学ぶ環境づくりが進められています。また、職員が直接子どもの学習を支援する場面も見られ、日常的な関わりの中で信頼関係を築きながら、学習意欲の向上を促す支援が行われています。こうした支援は、学力面の補完だけでなく、子どもが学習に前向きに取り組む姿勢を育てるうえでも重要な役割を果たしていることがうかがえます。今後は、学習環境のさらなる整備や、集中しやすい空間の工夫を進め、より快適に学習できる場の提供が期待されます。</p>		

A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a ㉑・c
<p><コメント></p> <p>進学や就職など将来の進路選択に関しては、子ども自身が主体的に進路を選択できるよう支援が行われています。学校を通じて提供される資料をもとに、職員が子どもと面談を行い、本人の意思や希望に耳を傾けながら、保護者や学校の意見も丁寧に取り入れて意思決定の支援を行っており、「最善の利益」にかなった進路選択を後押しする体制が整えられています。また、経済的支援の観点からも、高校進学時点から奨学金制度等の情報を提供することで、子どもが早期に進路に向けた準備を始められるよう配慮されており、実効性ある支援に繋げようとする姿勢が見られます。一方で、進路希望の把握や意思確認については、現時点では学校からの進路希望調査に依存している面が強く、施設としても主体的に継続的な面談や希望調査を実施していくことが、より質の高い支援につながると考えられます。特に、本人の将来像を具体的に描けるよう、早期からの情報提供や職業体験、進路に関する対話の機会を意識的に増やしていくことが望まれます。また、措置延長についても、子どもの状況やニーズを的確に見極めながら、児童相談所と連携して柔軟に対応が行われており、今後も制度的枠組みを活用しながら、子どもにとって最適な支援環境を継続的に整えていくことが期待されます。</p>		
A㉑	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a ㉒・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちの社会経験の拡大に向けて、アルバイトや職場体験の機会を本人の意思を尊重しながら支援する体制が整えられています。アルバイト先の選定については、子どもがSNSや地域の店舗を通じて自ら探してくるケースが多く見られます。その際には施設が事前に勤務内容や安全性を確認することで、自主性と安全性の両立が図られています。特に、高校3年生で進路が就職と決まっている子どもに対しては、社会性を養う実践の場としてアルバイトの活用が積極的に促されており、実効性のある支援が行われています。また、障害のある子どもに対しては、就労支援機関（A型・B型事業所）に関する情報提供や職場探しの支援が実施されており、多様なニーズに応じた対応がなされている点も確認できます。一方で、不登校やひきこもりの状態にある子どもに対しては、医療機関との連携や生活の再構築に向けた粘り強い支援が続けられていますが、目に見える成果にまでは至っていないことが課題として残されています。さらに、自立援助ホームの制度変更に伴い、施設としても他施設の実践例を参考にしながら、制度の要請と実務の現場とのギャップをどのように埋めるかについて模索を重ねている状況がうかがえます。今後は、制度の動向に的確に対応しつつ、より実効性のある社会的自立支援の在り方を構築していく取り組みが期待されます。</p>		

A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A⑳	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>家族との信頼関係の構築について、施設では家庭支援専門相談員が全体の調整役を担いながら、各ユニットの担当職員が日常的な連絡や相談対応を中心的に行う体制が整えられています。こうしたユニット職員による対応により、子どもの生活実態に即した情報が家族に的確に伝えられ、家族からの声を施設支援に反映させるなど、きめ細やかな関係性の構築が図られています。日常的なコミュニケーションを通じて、保護者が安心して相談できる関係づくりが継続的に進められています。また、アフターフォローは、入所時から継続的に関わってきたユニット職員が退所後も支援を担当することにより、子どもや家族にとって心理的な安定感が確保されています。担当者が変わらず支援を継続することにより、家族との関係性が断絶されることなく、退所後も継続的な支援が可能となっています。今後は、家庭との信頼関係をより一層深めるために、面会や連絡の頻度・内容に関するガイドラインの整備や、家族との関わりに関する職員研修の充実も検討していくことが望まれます。家族を支援の重要なパートナーとして位置づける姿勢を明確にし、より安定した家庭復帰や社会的自立につなげていく支援体制の強化が期待されます。</p>		
A—2—（11）親子関係の再構築支援		
A㉑	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>親子関係の再構築に向けて、施設では家庭復帰を視野に入れた段階的な支援が行われており、面会・外出・宿泊といったプロセスを経て、家族との関係性を丁寧に育む取り組みがなされています。以前は施設内の宿泊設備を利用していましたが、現在は家庭での宿泊を中心とした実施形態となっており、実際の生活環境の中での再適応を促す支援が行われています。また、家庭復帰後も継続的な支援が提供されており、家庭支援専門相談員とユニット担当職員が連携しながら、電話連絡や家庭訪問、必要に応じた来所支援などを通じて関係性を維持する体制が整えられています。これにより、復帰後も家庭との結びつきを継続して、安定的な生活が営めるよう支援が図られています。さらに、関係機関との情報共有や会議の開催を通じて、複数の専門的視点から子どもと家庭の状況を把握し支援につなげる体制が構築されています。</p>		